平成30年4月受診分から

重度障がい者医療費助成制度が変わります

　平成30年4月受診分から福祉医療費助成制度（老人医療・重度障がい者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療）が変わります。重度障がい者医療関係の主な変更は次のとおりです。福祉医療全体の改正内容は、添付のチラシをご覧ください。

　１．重度障がい者医療と老人医療がひとつになります

　　 重度障がい者医療の対象者を拡充するとともに対象範囲を整理

①これまでの重度障がい者医療の対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者などが新たに加わります。新たに対象となる人は、申請手続きが必要です。申請は平成30年2月から受け付けます。

②老人医療対象者のうち、新しい重度障がい者医療制度の要件を満たす人は、重度障がい者医療に変更となります。対象となる人には、手続きの案内を送付します。（詳しくは、このお知らせの最後をご覧ください。）

③平成30年3月31日時点で、老人医療対象者で新たな重度障がい者医療の対象とならない人は、平成33年3月31日まで老人医療証を使用することができます。（経過措置）

現在、老人医療の対象者はこの要件を満たす場合、

重度障がい者医療に変わります。

**新たな重度障がい者医療の対象者**

◆身体障害者手帳1・2級所持者

◆療育手帳Ａ所持者

◆身体障害者手帳3～6級で療育手帳Ｂ1所持者

◆**精神障害者保健福祉手帳１級所持者**

**◆指定難病（特定疾患）受給者証所持者で障害年金1級受給または特別児童扶養手当1級該当者**

拡充

**２．一部自己負担額の変更**

現在

平成３０年４月受診分から

１医療機関　５００円まで/日（月２日限度）

院外薬局　　自己負担なし

一部自己負担上限額　２，５００円/月

１医療機関　５００円まで/日

院外薬局　　５００円まで/日

一部自己負担額上限額　３，０００円/月

**３．入院時食事療養費助成の廃止（中学3年生までの児童）**

これまで、中学3年生までの児童に対して、入院時食事療養費（1食360円）を子ども医療で助成していましたが、在宅医療との公平性の観点から、平成30年4月1日入院分から廃止となります。このことにより、重度障がい者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療、老人医療（経過措置分）の全てで入院時食事療養費が助成の対象外となります。

**４．訪問看護利用料の適用**

　訪問看護ステーションが行う訪問看護の利用も、平成30年4月受診分から助成対象となります。

**５．精神病床の入院助成の変更　（平成30年4月以降の新規福祉医療対象者）**

平成30年4月以降に新規で福祉医療の対象となった人の精神病床での入院は、助成の対象外となります。平成30年3月31日時点で医療証をお持ちの人（老人医療の一部を除く※注）は平成33年3月31日まで助成の対象となります。

　　（※注）老人医療証の公費番号の前2桁が｢90｣の場合

**６．一部自己負担額を上回った場合の手続きを簡単に**

　　　　　　1か月の一部自己負担額を上回った場合、対象者が窓口で申請をする必要がありましたが、平成30年4月診療分からは市で確認を行い、対象者に差額を振り込む方法に変更します。振込手続きについては、該当者に直接ご案内します。

**７．医療の優先順位の変更**

　複数の医療助成の対象となる場合の優先順位を次のように変更します。

　【現在】 ①老人医療　②重度障がい者医療　③ひとり親家庭医療　④子ども医療

　【変更後】①ひとり親家庭医療　②子ども医療　③重度障がい者医療

今回の改正で医療証が変更になる方の手続き

対象者には平成30年2月頃に手続きのご案内を送付します。

**①重度障がい者医療・老人医療 ⇒ ひとり親家庭医療**

**②重度障がい者医療 ⇒ 子ども医療**

**③重度障がい者医療　⇒　重度障がい者医療・・・**手続きはありません